

八戸国道出張所だより Vol.125

特殊車両の取り締まりを実施しました

10月3日(木)、八戸JCT駐車帯において、特殊車両の取り締まりを実施しました。一定の大きさや重さを超える車両(特殊車両)は道路を傷めたり交通に危険を及ぼすおそれがあり、道路を正しく使用していただくために取締を行っています。



車両長の測定



車両高の測定



重量の測定

道路法に定める一般的制限値について



構造が特殊である車両や輸送する貨物が特殊な車両で一般的制限値を超えたり、橋、高架、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を特殊車両といい、通行させる場合は、事前に特殊車両通行申請手続きが必要です。

ONLINE SYSTEM

特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き 国土交通省



お手続きはこちらから

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

特殊車両を通行させる場合は特殊車両通行許可証を携帯し、法令を順守して安全に走行しましょう！！